

## 大規模施設等に対する協力金の見直しについて

(国通知)

### 【考え方】

○ 現在、定額（大規模施設1日20万円、テナント1日2万円）で支給することとしている協力金について、今般、緊急事態宣言が延長されることを踏まえ、事業規模に応じたものに拡充する。

- ・ この拡充措置については、緊急事態措置を実施すべきとされた4月25日から適用する。
- ・ 今回の営業時間の短縮要請にあたっては、下記に基づき算出した額に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給する。
- ・ また、都道府県知事がこれまでの休業要請の状況を踏まえ、営業時間の短縮要請の上乗せ措置を要請し（含む休業要請）、それに応じた事業者に協力金を支給する場合は、国はその財源の一部を支援する。

|            | 大規模施設  | テナント・出店者  |
|------------|--|---|
| 支給対象       | 人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請を行った1000平米超の施設<br>例) 百貨店等大規模小売店、映画館等 | 左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 |
| 1日あたりの支給金額 | <b>休業面積1,000m<sup>2</sup>毎に20万円/日</b>                            | <b>休業面積100m<sup>2</sup>毎に2万円/日</b>                  |